

社会福祉法人武蔵野 わくらす武蔵野入所指針

(令和2年6月12日)

令和5年3月31日改正

令和5年12月31日改正

令和7年3月31日改正

1 目的

この指針は、障害者地域生活支援ステーションわくらす武蔵野（以下「わくらす武蔵野」という。）の入所に関する基準を明示することにより、入所決定過程の透明性・公平性を確保するとともに、施設入所の円滑な実施に資することを目的とする。

2 入所対象者

- （1）療育手帳（愛の手帳等）の交付を受けている者（18歳以上65歳未満）。
- （2）障害支援区分4以上（年齢50歳以上の場合は区分3以上）であること。
- （3）集団での共同生活がされること。
- （4）日常的に医師又は看護師による医療対応が必要でない者（但し、わくらす武蔵野の看護師業務の実施体制で対応可能な医療的ケアを除く）。

3 入所の申し込み・変更および取り下げ

（1）申込方法

入所の申し込みは、18歳になる年度の4月1日から可能とする。社会福祉法人武蔵野が指定する「利用申込書」等一式により直接わくらす武蔵野に行う。その際、「愛の手帳」「身体障害者手帳」「障害福祉サービス受給者証」の写しを添付することとする。施設は、申込書を受理した時には、入所申込者に対して、申込受理書を交付するか、それにかわる書類を交付するものとする。

（2）入所申込者名簿の管理

申込書を受理した場合、わくらす武蔵野は、待機者名簿にその内容を記載して管理しなければならない。また、変更・辞退や削除等の事由が生じた場合はその内容を記録しなければならない。

（3）待機者名簿の取扱い

待機者名簿は2年ごとに作成し、待機者名簿への登載の有効期間は、作成年度の4月1日を起算日として2年とする。

（4）変更について

入所申込者は、申込書に記載した内容に変更があった場合は、すみやかにわくらす武蔵野に届

け出るものとする。

(5) 取下げについて

入所申込者は、入所申込を辞退する場合など、入所の意思がなくなった時には、すみやかに、わくらす武蔵野に入所申込取下げ届を提出するものとする。

(6) 虚偽記載があった場合

申込内容に虚偽の記載が発覚した場合は、申込みを無効とする。契約後についてもその虚偽事項が発覚した場合契約を解除することができる。

4 個人情報の保護

わくらす武蔵野は、入所申込者より得た個人情報については、待機者名簿の作成と入所の可否を決定するために利用するものとする。また、入所申込書及び家族から入所申込状況の問い合わせがあった場合には、個人情報保護法を遵守し対応するものとする。

5 利用調整会議

利用調整会議は、法人より統括施設長とわくらす武蔵野施設長、第三者として第三者委員、武蔵野市より障害者福祉課長の4者で構成するものとする。

6 利用調整会議の開催及び議事録の保存

わくらす武蔵野（施設入所支援）の定員に対し欠員が生じる等、利用調整により新規入所者を決定する必要がある場合に、施設長が招集し開催するものとする。利用調整会議は、審議の内容を議事録として2年間保存しなければならない。

7 利用調整方法

- ① 応募者から提出された申込み書類等から、ユニット適性毎に待機者名簿を作成し、利用調整基準に基づき、候補者ごとに点数化する。また点数化が難しい項目については特記事項に内容を記載する。
- ② 利用調整会議において、点数の上位のものから審議し、障害特性や適性、施設の受け入れ状況等により、内定者を決定することができる。
- ③ 内定者のうち辞退者が出ていた場合は、辞退届が提出された後、次点の者を繰り上げ、意思確認を行う。

8 指針の見直し

この指針について、必要が生じた場合に、隨時、見直すことができる。なお、見直しにあたっては、武蔵野市と協議するものとする。

9 適用日

この指針は、令和7年3月31日から適用する。